

理 由 書

本理由書は、和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画下水道の変更についての理由を示したものです。

I 和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画下水道の概要等

和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画下水道は、和光市、朝霞市、新座市、志木市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、川越市、川島町、狭山市、入間市、所沢市及び吉見町の10市3町を対象とした下水道です。

II 変更の理由

埼玉県荒川右岸流域下水道総合地震対策計画に位置付けられている、新河岸川北幹線（圧送管）の二条化に伴い、排水区域面積が1,000ヘクタール以上である幹線管渠（圧送管）を追加するものです。

III 変更の内容

下水管渠 新河岸川北幹線（圧送管を二条化）を追加

IV 関連する都市計画

なし